

〈イベント情報〉

2008奥出雲サイクリング開催

- ◇日 時：平成20年10月26日（日）
AM9：00スタート
- ◇主会場：三成公園 ※雨天決行
- ◇コース：○ロングコース（中学生以上）
尾原ダム周辺を駆け抜けるエキスパートコース55km
- ショートコース
町内の観光地をのんびり巡るファミリーコース35km
- ◇参加申込：平成20年9月30日（火）当日消印有効
- ◇お問合せ：奥出雲サイクリング実行委員会
電話52-1119
有線20-1119
- ※当日は、町内外から約350人のサイクリストが参加します。
ご声援、ご協力をお願いします。



第4回奥出雲太鼓祭 ～5時間LIVE～

- ◇日 時：平成20年10月5日（日）※雨天決行
午後2時開場
午後3時開演～午後8時まで
- ◇会 場：三成公園野球場
- ◇出演団体：町内9団体、町外5団体
- ◇入場料：当日券2,000円（小学生未満無料）
前売券1,500円 小・中・高生500円
- ◇お問合せ：奥出雲町商工会 電話 54-0158
実行委員会事務局 電話080-1940-3067
- ※当日は、三成中心部よりシャトルバスが運行されます。



行政相談週間

皆さんは、毎日の暮らしの中で、例えば道路、河川、農地、登記、福祉などの役所の仕事について「困っていることがある」、「納得がいけないことがある」、「制度や手続きを知りたい」、「どこに相談してよいか分からない」といったことはありませんか？

行政相談週間の一環として、下記のとおり行政相談員の皆さんが相談所を開設されますので、お気軽にご相談下さい。併せて、司法書士法律相談会（不動産、商業登記、多重債務、成人後見など）も開設されます。

～相談は無料で、秘密は固く守られます。どんな小さなことでもご相談下さい。～

と き 平成20年10月27日（月） 午前9時から12時まで

ところ 奥出雲町社会福祉協議会（仁多事務所）

お問合せ先 奥出雲町社会福祉協議会 有線31-0800 電話54-0800

「外国人雇用状況の届出」は、 全て事業主の義務です！

全ての事業主の方に、外国人（特別永住者を除く）の雇入れと離職の際に、その都度、該当外国人の氏名、在留資格等を確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

また、新規雇入れの場合のほか、施行日前（平成19年9月30日以前）から継続雇用している外国人についても、平成20年10月1日までに、在留資格等を確認の上、同様の届出を行うことが事業主の方に義務付けられています。

この届出を怠ると、30万円以下の罰金が課されます。

ご不明な点等がありましたら、ハローワーク雲南に、お気軽にお問合せ下さい。

ハローワーク雲南

電話0854-42-0751

地域社会に貢献する(社)雲南法人会の

平成20年度
税を考える週間協賛

文化講演会

講師

演題

櫻井よしこさん
女性が輝く時代



と き 11月8日（土）
（開場 午後1時 開演 午後2時）
開演30分前までにお越し下さい。

ところ 木次町 チェリヴァホール

入場無料

※整理券が必要です。◎先着450名様

ご来場の皆様に、税金まんが・粗品を進呈します！！
小・中学生の「税の作品展」をサン・チェリヴァ店内にて開催します。

整理券は雲南各商工会、JA雲南各統括支所で取り扱っています。
詳しいお問合せ先

社団法人雲南法人会 0854-45-0212



主催：社団法人雲南法人会

共催：雲南各商工会・JA雲南

国保コーナー

「退職者医療制度」について

会社などを退職し、年金を受給している65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。診療時の一部負担金は、一般の国民健康保険、退職者医療制度ともに「3割」です。

＜対象となる人＞

次のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）と、その扶養家族が対象となります。

- 国保に加入している人
- 厚生年金や各種共済年金などの年金を受給している人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人
- 65歳未満の人

＜退職被保険者となる日＞

一般国保加入者の場合、年金の受給権が発生した日が退職被保険者になる日です。受給権が発生し、年金を受ける手続きをすると年金証書が送られてきますので、年金証書と印鑑、国保の保険証を持って、14日以内に国保の窓口で手続きをしてください。

退職後国保の適用を受ける人は、国保加入日が退職被保険者になる日です。届出の際には、年金証書（加入期間が確認できるもの）と印鑑、および資格喪失証明書（離職日がわかるもの）をご持参ください。

＜被扶養者（扶養家族）となる人＞

退職被保険者と同じ世帯で、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族
- 国保の加入者で65歳未満の人
- 年間の収入が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満の人

退職者医療制度では、本人の自己負担と保険料（税）のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届出がされないと、拠出金で負担する医療分まで国保が負担することになり、国保税の増加につながります。みなさんの負担軽減がはかれることにもなりますので、対象となったら必ず届出をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

仁多庁舎 健康福祉課 国保係 （有線31-5121 電話54-2781）

横田庁舎 町民課 町民福祉係 （有線20-4102 電話52-2674）



見えてくる 日本の暮らし 住まいから

10月1日 平成20年 住宅・土地統計調査

10月1日、5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。この調査は全国の約350万の世帯が対象となる住宅・土地に関する最も基本的な調査となっています。9月下旬より調査員が調査票を持ってお宅におうかがいしますので、ご協力をお願いします。

総務省統計局・島根県・奥出雲町